

韓国知的財産ニュース 2019年2月後期

(No. 385)

発行年月日：2019年3月4日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月16日から28日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法施行令一部改正令(案) 立法予告
- 1-2 商標法施行規則一部改正令(案) 立法予告

関係機関の動き

- 2-1 技術分野ごとに特許戦略を立て、スタートアップの競争力を強化する
- 2-2 特許庁、UAEでの知的財産の韓流拡散と保護に拍車をかける
- 2-3 光州知識財産センター、最優秀地域知識財産センターに選定

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁特別司法警察、3月から特許・デザイン・営業秘密侵害まで捜査を拡大
- 3-2 技術奪取の根絶方策を国民に聞く!
- 3-3 中国のオンラインで流通する模倣品の揭示物 21,854件を削除
- 3-4 公益弁理士、社会的弱者の知的財産権の保護に大いに役立つ

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 「今年の青少年発明王」を探しています!
- 5-2 特許庁、発明アイデアがいっぱいの青少年起業家を育成

法律、制度関連

1-1 商標法施行令一部改正令(案) 立法予告

電子官報 (2019.2.25)

産業通商資源部公告第 2019-131 号

「商標法施行令」の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法」第 41 条に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 2 月 25 日 産業通商資源部長官

商標法施行令一部改正令(案) 立法予告

1. 改正理由

商標登録出願審査に関わる商標検索などの業務を担当する専門機関を指定制から登録制へと変更するなどの内容に「商標法」が改正（法律第 16205 号、2019.1.8 公布、7.9 施行）され、専門機関関連の規定を整備し、他の商標登録出願より優先して審査するように要請できる商標登録出願の対象を拡大するなど、法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定めるためである。

2. 主要内容

イ. 専門機関の指定制に関する規定の整備（案 第 10 条）

特許庁長が指定した専門機関に商標検索などの業務を依頼できるようにしたことを特許庁長に登録した専門機関に該当業務を依頼できるようにする。

ロ. 専門機関の業務に対する管理・評価を代行する専門機関の基準（案 第 10 条の 2）

専門機関の業務に対する管理および評価業務を代行できる専門機関を該当業務の遂行に必要な専門人材と専門組織およびセキュリティー体系を備えたと特許庁長が認める機関、又は団体にする。

ハ. 優先審査の対象拡大（案 第 12 条）

優先して審査を要請できる商標登録出願の対象に商標登録出願人が異なる先登録商標権者から書面警告を受けた場合と商標専門機関に先行商標調査を依頼した出願などを追加することで、出願人の利便性を高め、紛争の迅速な解決を図る。

3. 意見提出

商標法施行令一部改正令案に対して意見がある機関、団体、又は個人は 2019 年 4 月 8 日(月曜)までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出

ください。

- イ. 立法予告事項に対する意見（賛否意見とその理由）
- ロ. 氏名（団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号
- ハ. その他の参考事項など

※宛先

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁商標審査政策課（〒：302-701）

電子メール：kje189@korea.kr

ファックス：(042) 472-3468

4. その他の事項

詳細については、特許庁商標審査政策課（電話 042-481-5377、ファックス 042-472-3468）までお問い合わせください。

1-2 商標法施行規則一部改正令(案) 立法予告

電子官報（2019.2.25）

産業通商資源部公告第 2019-132 号

「商標法施行規則」の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法」第 41 条に基づき、次のとおり公告します

2019 年 2 月 25 日 産業通商資源部長官

商標法施行規則一部改正令(案) 立法予告

1. 改正理由

商標登録出願審査に関わる商標検索などの業務を担当する専門機関を指定制から登録制へと変更するなどの内容に「商標法」が改正（法律第 16205 号、2019.1.8 公布、7.9 施行）され、専門機関関連の規定を整備する一方、代理人選任に関する規定を明確にするなど、現行制度の運営上に現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 代理人選任に関する規定の整備（案 第 2 条）

一部手続きで代理人が委任状を提出する場合、代理人選任申告をしたと見なす。

ロ. 外国人確認に必要な証明書類提出の改善（案 第 13 条）

外国人に対し、具体的な確認が必要な場合、その他署名に対する権限を証明する書類を提出できるように追加する。

- ハ. 専門機関登録取消などの処分基準の整備（案 第 48 条）
商標専門機関の「指定」制が「登録」制へと変更され、専門機関の「指定取消」基準を「登録取消」基準に変更する。
- ニ. 国際出願に関する代理人選任規定の新設（案 第 80 条の 2）
国際出願の場合、一部書類を提出する際、別途の代理人選任申告の手続きを踏まず、委任状を添付するだけで代理人選任申告の効力を認める。
- ホ. 複数の標章商標出願に関連する規定の整備（案 別紙第 3 号書式）
商標見本の作成方法を改正し、商標見本欄に使う商標一つだけを書くことにする。

3. 意見提出

商標法施行規則一部改正令案について意見がある機関、団体、又は個人は 2019 年 4 月 8 日（月曜）までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

- イ. 立法予告事項に対する意見（賛否意見とその理由）
- ロ. 氏名（団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号
- ハ. その他の参考事項など

※宛先

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁商標審査政策課（〒：302-701）
電子メール：kje189@korea.kr
ファックス：(042) 472-3468

4. その他の事項

詳細については、特許庁商標審査政策課（電話 042-481-5377、ファックス 042-472-3468）までお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 技術分野ごとに特許戦略を立て、スタートアップの競争力を強化する

韓国特許庁 (2019. 2. 19)

- 特許庁と中小・ベンチャー企業部、水素産業、炭素複合材料など、5つの分野の共通コア技術に対する IP-R&D 支援を共同推進 -

韓国特許庁と中小ベンチャー企業部（以下、中企部）がスタートアップの特許競争力強化に共同で取り組む。

両部処は2月18日、創造経済イノベーションセンター（以下、イノベーションセンター）が支援している各分野のスタートアップへの「企業群の共通コア技術 IP-R&D」支援を共同推進すると発表した。

* IP-R&D：特許（IP）分析を基に、最適な R&D の方向と戦略を支援する R&D コンサルティング

「企業群の共通コア技術 IP-R&D」（以下、企業群 IP-R&D）は、複数の企業が共通して必要とする新技術・あい路技術に関する特許戦略を導出し、共有・拡散するために、今年から新たに推進するものである。

これまで人材・資金不足で関連特許について把握できずに技術開発を進めてきた中小・ベンチャー企業に実質的に役立つよう、必ず知っておくべき各分野のコア特許を分析し、業界に提供する。

具体的には、海外の先導企業の特許を分析し、韓国のスタートアップに新技術に関するさまざまな情報を提供する一方、活用可能な特許技術のプールを構築し、後発者の製品開発戦略を支援し、有望な R&D 課題も導き出す。

これまで特許庁は、個々の企業向けの IP-R&D（特許（IP）連携研究開発戦略）を支援することで、特許分析を基盤とする最適な R&D の方向と優秀特許の確保戦略に関して企業にコンサルティングし、優秀な成果（*）を収めてきた。

* IP-R&D の支援を受ける企業は支援を受けていない企業に比べ、優秀特許・海外特許が 1.3～3.7 倍となり、売上高の伸び率は 2 倍となっている

ただし、予算の制約があるため、一部の支援にとどまるほか、個々の企業が求めた特定の需要技術に関する特許を分析するため、他の企業の活用や業界への拡散が困難であった。

「企業群 IP-R&D」は個々の企業への支援を各分野の企業群へと拡大し、もっと多くの企業が恩恵を受けられるようにしたものである。

今回の協業で、特許庁は「企業群 IP-R&D」の企画および支援、中企部とイノベーションセンターはスタートアップ群の需要発掘、IP-R&Dの結果の共有・拡散および導出された有望課題のうち、推薦課題に対する R&D 支援などの役割を担当する。

企業群 IP-R&D には韓国特許戦略開発院の特許戦略専門家 (PM)、特許分析機関、産学研の専門家などが参加して、今年 10.5 億ウォンの分析費用を投じ、全国 17 のイノベーションセンターを対象に課題を選定して支援する。企業群 IP-R&D から導出された有望な R&D 課題については、最大 40 億ウォンの中企部の R&D (*) 資金を連携して支援する予定である。

*中企部による創業成長技術開発事業など

支援分野は各イノベーションセンターが事前に需要調査を行い、水素産業、エネルギー新産業、炭素複合材料などの産業エコシステム構築と、スタートアップ育成が急務となっている新産業分野が選ばれた。

各イノベーションセンターは 3 月 8 日までに当該分野のスタートアップが必要とする共通コア技術のテーマを発掘し、複数の参加企業とともに事業遂行機関である韓国特許戦略開発院に申請すれば良い。

企業群 IP-R&D には共通コア技術のテーマに興味のあるスタートアップだけでなく、中堅企業や大学など、地域の他の革新的な主体も参加し、最新技術の特許分析を共有して協業のチャンスを見つける「オープンイノベーションの場」の役割も果たす見通しである。

特許庁産業財産政策局の局長は、「個別支援を受けられない脆弱な企業も、企業群 IP-R&D を通じて必要不可欠な特許戦略を策定できる」とし、「特に今回、中企部との協業はスタートアップの革新技術の開発にも大いに役立つだろう」と述べた。

中小・ベンチャー企業部創業振興政策官は、「今後も中企部は有望技術を基盤とするスタートアップがグローバル市場で特許競争力を確保し、成長できるよう、特許庁との協力を強化していきたい」と述べた。

2-2 特許庁、UAE での知的財産の韓流拡散と保護に拍車をかける

韓国特許庁 (2019. 2. 21)

- 韓国と UAE、特許審査代行の範囲を拡大するための MOU を締結 -

アラブ首長国連邦 (UAE) での K-ブランド商品の保護は強化され、UAE が受理する特許出願の審査は全て韓国が行う。

韓国特許庁長は 2 月 19 日、UAE 経済長官が出席した中、ドバイで UAE 経済部次官と特許審査の範囲を拡大するための覚書を交わし、知的財産権保護に関する協力も強化していくことで合意した。

第一に、両国は韓国が行っている UAE の特許審査の範囲を、従来の新規審査中心から中間および最終審査までのすべての領域へと拡大することで合意した。

これは、UAE の特許審査の全過程に韓国が参加するという意味で、これまで韓国側が特許審査の協力過程で示した特許行政レベルを UAE 側が信頼した結果だといえるだろう。

第二に、両国は中東地域での韓流拡散に合わせ、知財権保護に関する協力を強化することでも合意した。

これは、韓流に便乗して第三国で製造した韓国商品の偽物を韓国製のように現地で販売する一部の外資系流通企業への対応に大きく役立つ見通しである。

UAE 経済部と韓国特許庁は、緊密に連携しながら必要な情報を共有し、その情報をもとに韓国の海外知財権保護のための適切な措置を取っていくことで合意した。

特許庁長は、「UAE での特許審査の範囲が拡大したのは、単なる行政韓流の輸出にとどまらず、韓国企業の海外知財権を事前に保護することになる」と評価した。

続いて、「UAE の知財権当局と緊密に協力することで、MENA (Middle East and North Africa)

地域における韓国の知財権を保護できるよう、最善を尽くしたい」とし、「UAEをはじめするこの地域で韓流の拡散に伴って韓国製品が人気を集めるだけに、企業も商標、デザイン、特許などの現地登録に積極的に関心を持つ必要がある」と付け加えた。

2-3 光州知識財産センター、最優秀地域知識財産センターに選定

韓国特許庁 (2019. 2. 26)

- 特許庁地域知識財産センターに対する 2018 年度成果評価の結果を発表 -

韓国特許庁は 17 の広域自治体に設置・運営されている地域知識財産センター（*）を対象に 2018 年度事業遂行に対する評価を実施し、その結果を発表した。

* 地域知識財産センターとは、特許庁と自治体が協力して地域の中小企業を知的財産を基盤とする強小企業に育成するために、専門家が企業を訪問して相談・支援するなどのサービスを提供する機関を意味する

今年の評価では、各評価項目について高い評価を受けた光州知識財産センターが最優秀センターのみに授与される産業通商資源部長官賞を受賞した。

忠北知識財産センターは「非常に優秀」の評価を受け、慶南知識財産センター、大邱知識財産センター、慶北知識財産センター、釜山知識財産センター、晋州知識財産センターが「優秀」の評価を受けて特許庁長賞を受賞した。

地域知識財産センターは、昨年一年間で知的財産創出支援、創業促進事業を行うことで、199 件の技術ベースの創業、創業企業向けの IP コンサルティングによる雇用創出、輸出有望企業に対する海外中心の知的財産権の支援を行い、1,063 億ウォンの輸出額増加などの成果を上げた。

最優秀センターに選定された光州知識財産センターの支援を受けた A 社は、保有技術の分析および特許ポートフォリオ構築などの支援を通じて、68 億ウォンの民間投資を誘致し、前年に比べて売上高が 8 倍増という成果を収めた。

このような成果の創出に寄与した優秀事例を発掘・拡散するために、特許庁は毎年、地域知的財産センターの成果を評価している。

特許庁は2月26日に忠南扶余で開催される「地域知識財産センター総括ワークショップ」で優秀なセンターを表彰し、産業現場で中小企業が直面する悩みを聴取して政策の策定に反映するなど、特許庁と地域知識財産センターとのコミュニケーションの場を設ける。

特許庁産業財産政策局の局長は、「全国27の地域知識財産センターが産業現場で資金、IP戦略不足などにより、苦戦している中小企業にIPベースの起業から成長段階別に必要な支援をタイムリーに提供するだけでなく、グローバル市場を開拓する海外の知財権確保を支援し、地域の中小企業がイノベーション成長の主役になれるように支援する真のパートナーになることを期待している」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁特別司法警察、3月から特許・デザイン・営業秘密侵害まで捜査を拡大

電子新聞 (2019.2.12)

韓国特許庁が知的財産権侵害の取り締まりを強化する。来月から特別司法警察による捜査・取り締まりの範囲を偽造商標の取り締まりから特許、デザイン、営業秘密侵害の捜査まで大幅に拡大する。

特許庁は12日、知的財産市場を活性化させるために、3月19日から特別司法警察による取り締まりの範囲を拡大し、検察と警察だけでは不十分であった知的財産侵害事件の捜査に専門性を付与すると明らかにした。

特許庁特別司法警察の事務所はソウル、釜山、大田にある。計24人が勤務しており、10年以上商標権侵害を判断してきた特許審査審判官も含まれている。

特許庁は7月から施行される懲罰的損害賠償と中小企業の技術奪取防止活動などと連係し、知的財産市場の活性化と健全な知的財産エコシステム構築を図っていく計画である。

特許庁産業財産調査課の課長は、「知的財産に対する認識と制度が不十分で、知的財産が適切に保護されていないのが現状」とし、「特許庁特別司法警察による捜査・取り締まりの範囲を特許・デザイン・営業秘密までに拡大することで、発明者の意欲が高まり、企業の技術開発は進み、産業発展にも寄与できるだろう」と述べた。

3-2 技術奪取の根絶方策を国民に聞く！

韓国特許庁 (2019. 2. 19)

- 特許庁、「国民参加組織診断」への参加団を募集 -

韓国特許庁は技術奪取などの知的財産権侵害行為を根絶するために、国民に直接意見を聞く「国民参加組織診断」を3月から3カ月間実施する。

知的財産の保護に関心のある大韓民国の国民なら誰でも「国民参加団」に参加でき、3月1日までに特許庁ウェブサイト、ブログなどで申請すれば良い。

国民参加団には100人が参加し、中小企業の技術奪取の根絶やアイデアを保護するために、最近拡大している特許庁の取り締まり業務を診断する。特許侵害、アイデア奪取、営業秘密流出、デザイン模倣、模倣品流通などを取り締まる特許庁組織の適切な規模、人材運営方策、業務処理手続きについて国民の観点から点検する。

国民参加団はソウル、大田、釜山にある特許庁の取り締まり現場を訪問し、集中討論会やワークショップなどで組織と業務に対する改善事項を提供する。

特許庁は提示された意見を反映して改善策を立て、推進状況と結果を国民参加団に詳細に報告する予定である。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「国民が共感する知的財産保護体系を整える良い機会」とし、「国民参加団の貴重な意見を反映し、革新成長のための技術やアイデアを守る役割を拡大していきたい」と述べた。

3-3 中国のオンラインで流通する模倣品の揭示物 21,854 件を削除

韓国特許庁 (2019. 2. 25)

- 1,318 億ウォンの経済的効果を生む -

美容機器の専門メーカーA社は中国進出を準備する中、事前に中国で商標を出願するなど、製品の保護に万全を期した。しかし、A社は中国のオンラインショッピングモールで流通する、いわゆる「偽物」製品を確認し、慌ててしまった。A社の製品の外観を模倣した製品が全く異なるブランド名で自社製品の半額以下で流通していたためである。

A社は韓国知識財産保護院（以下、保護院）と相談し、中国にデザインを追加で出願することにした。デザイン権利を確保することで、模倣品を取り締まるという判断であった。デザイン権を追加で取得したA社は、保護院が支援する「中国のオンラインにおける模倣品モニタリングおよび代理申告」を利用し、500の模倣品の販売掲示物の削除に成功した。

韓国特許庁は昨年、保護院を通して中国アリババのオンラインショッピングモールで販売される韓国企業の模倣品の販売掲示物 21,854 件を削除したと発表した。

前年の 20,302 件に比べ 1,552 件（約 8%）増加し、その規模は正規品の単価ベースで約 157 億ウォンである。平均販売単価と販売掲示物あたりの平均販売数を換算すると、約 1,318 億円（*）に達する。

* 平均販売単価（最高値と最安値は除く）×月平均販売件数×削除件数

最近、中国のオンラインショッピングモールで流通する K-ブランドの模倣品は、商標名を盗用する典型的方法に加え、製品の外観を模倣、あるいはウェブサイトのイメージを無断で使用するなど、様相が変わっている。

特許庁はこのような変化に対応し、今年「企業支援専任」方式を導入する。韓国企業の模倣品が中国アリババのショッピングモールで流通することが確認された場合、専門人材による模倣品の流通遮断を支援するだけでなく、被害を受けた企業の模倣品流通状況の分析と対応方法など、詳細情報を提供し、韓国企業の模倣品への対応力強化を支援する。

中国のみならず、ASEAN も韓国企業に関心を持つべき地域である。特許庁は今年、保護院とアセアン地域の EC 大手ラザダ (Lazada) と結んだ知的財産権保護に関する業務提携を基に、ラザダで流通する韓国企業の模倣品の被害防止と対応のための支援システムを具体化していく計画である。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「海外での模倣品の流通方法が刻々と変化しており、それに対する対応策が重要である」とし、「特に商標だけでなく、デザイン、特許、実用新案などの企業製品を保護できる権利を多様化して出願する必要がある」と述べた。

中国のアリババグループ、京東 (JD.com)、アセアン地域のラザダで流通する模倣品に対する被害届、モニタリング、相談などは保護院海外協力チーム (02-2183-5883) まで。

- 法律扶助 136 件、書類作成の支援 475 件など -

事例 1：外国法人 P 社は、小規模の会社を運営する A さんの商標が自社の商標と類似しているとの理由で商標登録無効審判を請求した。経済的な事情により、グローバル企業との法的争いを避けたかった A さんは、公益弁理士特許相談センターの支援を受けて無効審判と審決取消訴訟で、指定商品とサービス業の非類似性を証明することで勝訴し、商標権を守ることができた。

事例 2：既存の製品を改良して事業を開始しようとしていた B さんは、公益弁理士との相談を通じ、改良製品の権利保護方法について詳細に説明を受けた後、実用新案とデザインを出願することにした。その後、B さんは公益弁理士から出願書類作成の支援を受け、実用新案とデザインを登録することができた。

韓国特許庁は昨年、零細小商工人、学生、生活保護者など、社会的弱者の特許審判や訴訟を代理する法律扶助件数が前年比 13%増の 136 件となり、増加傾向にあることを明らかにした。

公益弁理士を通じた法律扶助は、社会的弱者の特許、商標などをめぐる紛争が起こった際、公益弁理士がその審判や審決取消訴訟を無料で代理することで、審判、訴訟費用の負担が重い低所得層、零細企業に実質的に役立つ。

昨年は、公益弁理士が特許、実用新案などの出願方法や書類作成に苦戦している社会的弱者との出願関連の相談に乗り、出願・登録の過程で明細書、補正書など 475 件の書類作成を支援し、社会的弱者の知的財産権の出願、登録にも大いに役立っている。

公益弁理士特許相談センターには 12 人の公益弁理士が配置されており、社会的弱者が経済的理由などで、知的財産権を創出・保護できないことがないように、審判・審決取消訴訟の代理、書類作成の支援、知的財産権に関する相談や説明会などを支援している。

特許庁関係者は、「今年も審判と審決取消訴訟の需要増加に積極的に対応する予定であり、中小・ベンチャー企業部、女性家族部、地域知識財産センターなど、関連部処および関係機関と協力し、より多くの社会的弱者が支援を受けられるように努力したい」と述べた。

詳細については、代表番号（02-6006-4300）、又はウェブサイト（www.pcc.or.kr）で確認できる。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 「今年の青少年発明王」を探しています！

韓国特許庁（2019. 2. 25）

- 2月25日から「第32回大韓民国学生発明展示会」応募作の受付を開始

韓国特許庁と朝鮮日報は共同で青少年の創造的なアイデアを発掘するために、「第32回大韓民国学生発明展」の応募を開始すると発表した。

2月25日（月曜）から4月8日（月曜）18時まで発明教育ポータルサイト（www.ip-edu.net）を通じて応募でき、大韓民国国籍の小中高学生と青少年なら誰でも最大5点まで自由に出品できる。

*ただし、同一又は類似大会への応募作、本人の発明ではない物、公共の秩序に反する作品は選定から除外

このイベントは大韓民国最大規模の学生発明行事であり、小学生から中高校生までの青少年の発明アイデアが毎年9,000点余り以上出品される。

最近の受賞作を見れば、片手で取れるティッシュケース、磁石を利用したイヤホンのコードのねじれ防止、日周期性のリズムを考慮した昆虫培養器など、青少年が自ら生活の現場で見つけた奇抜なアイデアが主であった。

今年は書類審査、先行技術調査、公衆審査、対面審査など9回の審査過程を経て、計251件の受賞作（*）を決める予定である。

*大統領賞 1 点、国務総理賞 2 点、(最優秀賞) 文部科学長官賞・科学技術部長官賞それぞれ 9 点、産業部長官賞 18 点、(優秀賞) 特許庁長賞 20 点、(特別賞) WIPO 事務総長賞・朝鮮日報社長賞各 1 点など計 251 件

このうち、特別賞以上の受賞者には所定の賞金が授与され、奨励賞以上の受賞作は 7 月 25 日から 3 日間、KINTEX で行われる「2019 青少年発明フェスティバル」で展示される。

また、今年初めて優秀賞以上の受賞者を対象に、「1 泊 2 日の発明大会受賞者キャンプ」を実施し、発明に成功した有名人から特別講義を受ける。また、体験型発明教育など、さまざまなイベントに加え、受賞者同士で発明の経験を共有する交流の場も設けられる。

特許庁産業財産政策局の局長は、「大韓民国の未来を準備するための革新的な動力は、まさに創造的なアイデアを創出する青少年から始まる」とし、「今回の大会を通じて斬新な発明品が出品されるとともに、発明のブームが巻き起こり、青少年が次世代の革新家に成長することを期待している」と述べた。

大会の詳細については、発明教育ポータルサイト (www.ip-edu.net) で確認でき、その他については大会主管機関である韓国発明振興会(02-3459-2752)までお問い合わせを。

5-2 特許庁、発明アイデアがいっぱいの青少年起業家を育成

韓国特許庁 (2019. 2. 27)

- 2 月 28 日から「2019 年青少年発明プログラム (YIP)」の参加受付-

韓国特許庁は未来社会を革新的にリードしていく発明する、青少年・起業家を育成するために、「2019 年青少年発明プログラム (YIP、Young Inventors Program)」の参加者を募集すると発表した。

参加申込は 2 月 28 日 (木曜) から 4 月 15 日 (月曜) 18 時まで、発明教育ポータルサイト (www.ip-edu.net) で申請でき、参加対象は斬新なアイデアがある中高校生および青少年 (13~18 歳) となる。

昨年は個人のみ申し込みできたが、今年からは個人部門とチーム部門に分けてそれぞれ 30 人、30 組を募集する。

個人部門は国内外の創造・発明大会の受賞者、出願済み又は登録済みの発明を保有する青少年、発明教育センターの中高級コース修了生で、新規のアイデアがある人なら申し込みでき、チーム部門は新規のアイデアがある、中高生3人でチームを組んで申し込みできる。

本プログラムは今年で11年目を迎え、参加学生を将来の起業家に育成するために、知的財産・事業化に関する理論教育、専門家の特別講義、弁理士・起業専門家の出張教育、模擬起業シミュレーションなど、具体的かつ実用的な教育を実施する。

また、この過程を経て高度化したすべてのアイデアは、特許などの知的財産権として出願され、アイデアの持ち主は事業計画書を作成することで、知的財産を基盤とする青少年CEOに一步近づくことができる。

特許庁産業財産政策局の局長は、「未来社会には創造性とチャレンジ精神が欠かせないだろう」とし、「ユニークなアイデアを考え、事業化する過程を通じて青少年がグローバルCEOに成長することを期待している」と述べた。

詳細については、発明教育ポータルサイト (www.ip-edu.net) で確認でき、その他については韓国発明振興会 (02-3459-2754) までお問い合わせを。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム (電話: 02-739-8657/FAX: 02-739-4658 e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: ジェトロソウル事務所 知財チーム